



電原総第6号  
平成19年6月22日

島根県知事  
溝口善兵衛様

広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長  
山下隆

発電設備に係る点検結果について（ご報告）

「発電施設におけるデータ改ざん等の問題について」（消防第3014号，平成19年1月12日付）「島根原子力発電所2号機 第14回定期検査の実施について」（消防第1290号，平成19年5月7日付）の申し入れに基づき，原子力発電設備に係る点検のうち，定期検査で点検を実施することとしていたものについて，このたび点検が完了しましたので，別紙のとおりご報告いたします。

別紙 「発電設備に係る点検について」に関する追加報告

以上

別紙

「発電設備に係る点検について」

に関する追加報告

平成19年6月22日

中国電力株式会社

## 1. はじめに

### 報告内容

当社は、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「発電設備に係る点検について（平成18・11・30 原院第1号）」に基づき、発電設備に係る点検を行い平成19年3月30日に点検結果を報告したが、島根原子力発電所2号機については運転中であったことから3月30日時点までに、復水器海水出入口温度差を計測する計器および運転監視用計算機プログラムの一部点検を一部が完了していなかった。

島根2号機実施できなかった島根原子力発電所2号機の第14回定期検査に伴う停止期間にあわせて、これらの計器および運転監視用計算機プログラムの「復水器海水入口温度差、取放水口温度差を計測する計器」および「運転監視用計算機の演算値」の点検を行い、結果をとりまとめたので報告するが全て終了したので報告する。

## 2. 点検対象

点検対象設備・範囲は以下のとおり。内容

### (1) 対象発電設備

島根原子力発電所2号機

### (2) 対象範囲

項目	対象	範囲	データ件数
データ改ざん (計器)	復水器海水出入口温度差、取放水口温度差を計測する計器	復水器海水出入口温度差、取放水口温度差を計測する計器	38
	運転監視用計算機の演算値	保安規定、定期検査、使用前検査、定期事業者検査、安全協定に基づく報告に使用している計器	140

島根原子力発電所の設備に係る点検において、2号機の立入制限区域に設置されている海水温度計点検および運転監視用計算機の模擬信号入力確認については、至近の定期検査で実施する計画としており、第14回定期検査にて点検を行った。

### 【参考：定検時に実施する理由】

- 立入制限区域に設置されている復水器海水出入口温度差を測定する計器  
点検作業時の被ばくを考慮し、定期検査時に実施。
- 運転監視用計算機の模擬信号入力確認  
運転監視用計算機を停止しなければ確認できないため、定期検査時定検時に実施。

### 3. 点検期間

平成19年5月15日（火）～56月／3115日（金木）

詳細は別添1参照。

### 4. 点検方法

#### (1) 点検内容

詳細は別添2参照。

##### a. 復水器海水出入口温度差，取放水口温度差を計測する計器

同一容器内の水温を復水器海水出入口温度差，取放水口温度差を計測する計器と基準温度計を用いて測定し，比較する。

##### b. 運転監視用計算機の演算値

運転監視用計算機に模擬信号を入力して得られた出力値と，プログラム演算式を用いて手計算で求めた演算値を比較する。

なお，一つの入力点に対して，複数の値を入力して比較を行う。

#### (2) 判定基準

比較した数値の差異が，計器や入力点ごとにあらかじめ定めた許容範囲（計器精度）を逸脱していないことをもって，不具合の判定基準とする。（計器仕様表との照合についても実施。）

### 5.4. 点検結果

合計178件（温度計：38件，計算機：140件）について，点検を実施し，不具合のないことを確認した。

（単位：件数）

以下の件数（温度計：34件，計算機：140件）について点検を実施し，問題のないことを確認した。

点 検 対 象・範囲 データ等 の数 [件] (実施済)		データ等 の数不具合事案 数 [件] (今回実施報告)
データ改ざん (計器)	復水器海水出入口温度差，取放水口温度差を計測する計器 25	034
	保安規定，定期検査，使用前検査，定期事業者検査，安全協定に基づく報告に使用している計器	0

合 計保安規定，定期検査，使用前検査，定期事業者検査，安全協定に基づく報告に使用している計器	0
運転監視用 計算機の 演算値	1 4 0
2 5 2	

以 上

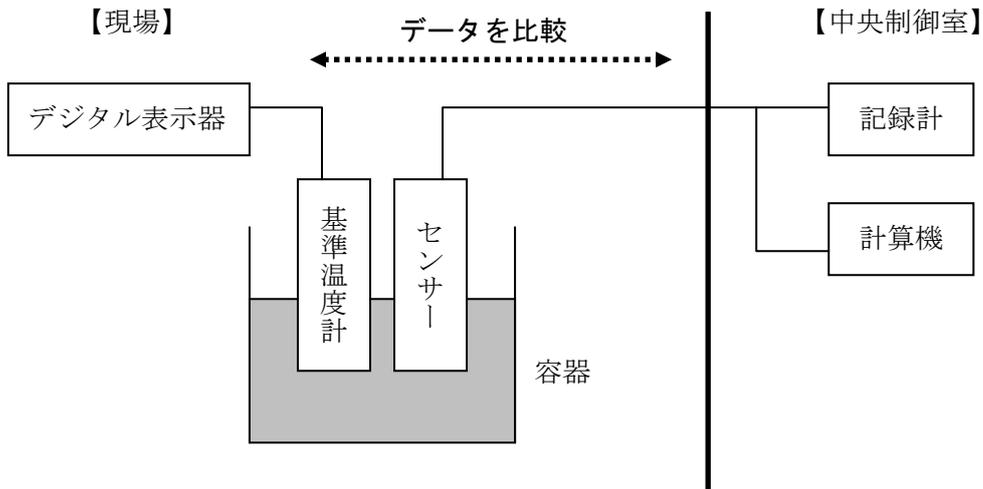
点検実績工程について

	5月	6月
島根原子力発電所 (計器, 計算機ハードウェア・ソフトウェアチェック)	15 □	4 □
本社  電力設備点検検討会 (点検結果のチェック)  電力設備点検評価本部 (報告内容のチェック)		4 □  15 □  18 □  19 ▽ 電力設備点検検討 本部へ報告・承認

(参考：点検の方法について)

(1) 復水器海水出入口温度差，取放水口温度差を計測する計器

復水器海水出入口温度差，取放水口温度差を計測する計器のセンサーと基準温度計を用いて同一容器内の水温を測定・比較し，差異が許容範囲を超えてい値に問題がないことを確認する。



(2) 運転監視用計算機の演算値

運転監視用計算機に模擬信号を入力して得られたアウトプット出力値と，プログラム演算式を用いて手計算（エクセルシート）で求めたアウトプット演算値を比較し，差異が許容範囲を超えていないことを確認する。値に問題がないことを確認する。

